

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 17 号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和 36 年岩手県人事委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 26 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる職以外の職で条例第 28 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの</p> <p>(4) 条例第 28 条の 2 の規定による調整手当の支給区分が甲地とされる地域に所在する公署に置かれる職</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(職の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 26 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる職以外の職で条例第 28 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は条例第 28 条の 2 の規定による地域手当の級地が 5 級地若しくは 6 級地とされる地域に所在する公署に置かれる職</p> <p>(4) 条例第 28 条の 2 の規定による地域手当の級地が 4 級地とされる地域に所在する公署に置かれる職</p> <p>(5) 条例第 28 条の 2 の規定による地域手当の級地が 1 級地、2 級地又は 3 級地とされる地域に所在する公署に置かれる職</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項職員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	10,000
1 年以上 2 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	8,000
2 年以上 3 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	6,000
3 年以上 4 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	4,000
4 年以上 5 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	2,000
5 年以上 6 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	
6 年以上 7 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	48,200	
7 年以上 8 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	46,400	
8 年以上 9 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	44,600	
9 年以上 10 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	42,800	
10 年以上 11 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	41,000	
11 年以上 12 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	39,200	
12 年以上 13 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	37,400	
13 年以上 14 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	35,600	
14 年以上 15 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	34,200	
15 年以上 16 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	32,800	
16 年以上 17 年未満	302,500	264,500	212,700	156,500	98,500	31,400	
17 年以上 18 年未満	298,100	260,500	209,400	153,900	96,900	30,000	
18 年以上 19 年未満	293,700	256,500	206,100	151,300	95,300	28,600	
19 年以上 20 年未満	289,300	252,500	202,800	148,700	93,700	27,200	

20年以上21年未満	284,900	248,500	199,500	146,100	92,100	25,800
21年以上22年未満	273,000	238,600	192,200	140,500	88,800	25,200
22年以上23年未満	260,800	228,500	184,700	135,200	85,100	24,600
23年以上24年未満	249,000	218,800	177,700	129,600	81,900	23,700
24年以上25年未満	237,100	208,800	170,300	124,300	78,200	23,100
25年以上26年未満	225,100	198,900	163,100	118,900	74,900	22,500
26年以上27年未満	210,000	185,200	152,000	111,100	70,000	21,900
27年以上28年未満	195,200	171,800	141,400	103,200	65,500	21,300
28年以上29年未満	180,300	158,400	130,600	95,400	61,100	20,600
29年以上30年未満	165,100	144,700	119,500	87,600	56,200	20,300
30年以上31年未満	147,800	129,800	108,000	79,100	51,500	19,900
31年以上32年未満	130,400	114,800	96,200	70,700	46,400	19,300
32年以上33年未満	113,300	100,100	84,800	62,000	41,900	18,500
33年以上34年未満	82,800	75,300	65,300	49,400	33,800	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

- 備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。